

## ～税務のチェックポイント Q&A19～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 生産性向上設備を専属下請に貸与した場合の取扱い

##### 《内容》

A社は、プリント配線基板を製造している製造業で、最新型のプリント配線基板製造設備(この設備は先端設備である旨の証明書を受領している)を取得し、A社の代表者が経営するB社に貸与し、B社の事業所内に設置しました。なお、B社は、A社専属の下請業者として、A社製品の受注製造を行っています。

このようにB社がA社の関係会社であってもA社は専ら自社のための製品の加工等を行わせるために自己の下請業者に貸与した特定生産性向上設備等として、その取得価額について、生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除を適用できるのでしょうか。

### 『答』

生産性向上設備投資促進税制では、原則として「貸付資産」を適用対象から除外しています。ただし、貸付資産であっても、専ら自社のための製品の加工等を行わせるために自己の下請業者に貸与した特定生産性向上設備等については、自己の事業の用に供したものとして同税制を適用できることと取り扱われています(措置法通達42の12の5-6)。

なお、ご質問のケースのように下請業者が自社の関係会社であっても同様に取り扱われると考えます。

### (解説)

1 青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの期間(指定期間)内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに一定のソフトウェアで、産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等に該当するもの(生産性向上設備等)のうち一定の規模のもの(特定生産性向上設備等)の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除きます。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(平成26年4月1日以後に終了する事業年度に限り、解散(合併による解散を除きます。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)において、その特定生産性向上設備等の取得価額の50パーセント(建物及び構築物については25パーセント)

相当額の特別償却又はその特定生産性向上設備等の取得価額の4パーセント（建物及び構築物については2パーセント）相当額の法人税額の特別控除（控除限度額が所得に対する法人税額の20パーセント相当額を限度とします。）のいずれかを選択して適用することができます（措法42の12の5①⑦）。

また、青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日までの期間（特定期間）内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、その特定生産性向上設備等について即時償却をすることができます（措法42の12の5①②）。なお、特定期間内に取得等をして国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等について上記の特別償却及び即時償却のいずれも適用しない場合は、上記の法人税額の特別控除額は、その特定生産性向上設備等の取得価額の5パーセント（建物及び構築物については3パーセント）相当額の合計額とされています（措法42の12の5⑧）。

2 ところで、上記1のとおり、特定生産性向上設備等を貸付けの用に供した場合は、「これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合」には含まれないこととされています（措法42の12の5①）が、この貸付けの用といっても、その貸付けをするに至った事情や貸付けの対象には様々なものがあり、これを一律にこの制度の対象外とすることには問題もあると考えられることから、法人が、その取得等をし、又は移転を受けた特定生産性向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、その特定生産性向上設備等が専らその法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、その特定生産性向上設備等はその法人の営む事業の用に供したのものとして特別償却あるいは法人税額の特別控除の適用ができるものとされています（措置法通達42の12の5-6）。

この取扱いは、法人が貸与した特定生産性向上設備等が下請業者において、専らその法人の製品の加工等の用に供されるときは、法人自らが事業の用に供していると見ることから認められたものとされています。

3 ご質問の場合は、B社がA社の下請であり、また、A社の関係会社（子会社、関連会社）となっていることから、「自己の下請業者に貸与した場合において、その特定生産性向上設備等が専らその法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるとき」に該当するものとして、同様に扱われるのかという疑問と推察されますが、下請が自社の関係会社であっても同様に扱われると考えます。

このことは、同通達（措置法通達42の12の5-6）は、企業グループの中で、役割に応じて法人格を分けるといったようなケースもあり、その実質に応じて判断することになっているものと捉えられ、法人格が別でも、実質的にはその法人の一部門と同様であるような場合、形は貸付でも、実質的には自己の事業の用に供しているとみる余地があることから適用を認めても弊害がないと考えられます。したがって、下請業者が関係会社であっても同様に扱われ、また、このような貸付が行われた場合、通常、貸付を行った法人の生産性が高まることになると思います。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。